

津山市心身障害者医療費給付条例

昭和48年10月6日

津山市条例第40号

改正 昭和50年9月30日条例第25号

昭和58年1月5日条例第4号

昭和60年3月27日条例第10号

平成7年3月16日条例第8号

平成9年6月27日条例第23号

平成9年9月22日条例第33号

平成10年6月29日条例第22号

平成11年3月19日条例第9号

平成12年3月17日条例第15号

平成14年9月20日条例第35号

平成17年1月14日条例第26号

平成18年6月28日条例第32号

平成18年12月20日条例第49号

平成20年3月26日条例第10号

平成20年6月24日条例第28号

平成21年3月24日条例第8号

平成24年6月26日条例第26号

平成26年9月24日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者(以下「障害者」という。)の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もつて障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)

2 この条例において「被保険者等」とは、健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による組合員並びに国民健康保険法及び高齢者医療確保法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

3 この条例において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、津山市内に住所を有する被保険者等であつて、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者

(2) 児童相談所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所をいう。次号において同じ。)又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。次号において同じ。)において、日常生活に常時介護を必要とする程度の重度の知的障害者(おおむねIQ35以下とし、身体の障害と重複する重症心身障害者を含む。)と判定された者

(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級の身体障害者手帳を所持し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、日常生活に介護を必要とする程度の中度の知的障害者(おおむねIQ36以上IQ50以下)と判定された合併障害者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者

(2) 障害者が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法

律第34号」という。)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた老齢福祉年金の支給対象者であるとみなした場合において、当該障害者の前年の所得(1月から6月までの間における資格判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。)の額又は当該障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障害者の生計を維持する者の前年の所得の額が、法律第34号附則第32条第11項の規定により、当該老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上である者

- (3) 前項各号に新たに該当することとなつたときの年齢が65歳以上である者
(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により支給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等(条例を含む。))の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(支給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは当該規則で定める額))を控除した額とする。

2 前項の支給資格者が負担することとなる費用の算定に当たつて、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。)の規定により支給資格者以外の被保険者等(以下「支給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該支給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則に定める特別の理由により一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項の適用について、一部負担金の全部又は一部を控除しないことができる。

(支給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、心身障害者医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代つて行わせることができるものとする。

（受給資格証の交付等）

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、当該申請に係る者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格証の有効期間は、交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の有効期間満了後も引き続き医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、受給資格証の更新申請をしなければならない。

4 受給資格証の交付を受けている者は、受給資格証の有効期間が満了したとき又は受給資格を失つたときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

（給付の対象期間）

第7条 この条例による医療費の給付は、前条の規定による受給資格証の交付を受けた日から受給資格を喪失した日の前日までの期間の療養について行うものとする。

第8条 削除

（受給資格証の提出）

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに、受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。

（給付方法）

第10条 医療費の給付は、原則として医療機関等に支払うことによつて行うものとする。ただし、規則で定める場合における医療費の給付は、当該被保険者等に支払うことによつて行うものとする。

2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない場合における医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによつて行うものとする。

3 国民健康保険法又は高齢者医療確保法の規定により保険給付が一時差し止められた受給資格者に係る医療費の給付は、当該一時差止めに係る滞納保険料が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。

(譲渡、貸与又は担保の禁止)

第11条 受給資格証は、他に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(届出等の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他規則で定める事項につき変更があつたとき、給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は受給資格を失つたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格証の再交付)

第13条 受給資格証を破損し、又は亡失した者は、市長に対し、受給資格証の再交付の申請をすることができる。

(準用)

第14条 第5条ただし書の規定は、第6条第3項及び前2条の場合に準用する。

(医療費の返還)

第15条 偽りその他不正の行為によつて医療費の給付を受けた者があるときは、市長は、その者から給付した医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、給付事由が第三者の行為によつて生じ、かつ、この条例による医療費の給付を行つた場合において、市長は、当該第三者に対し求償することができる。

3 給付を受けた者が、前項の第三者から同一の事由に基づいて損害賠償を受けたときは、市長は、その者から給付した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

(加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)

2 加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、加茂町重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年加茂町条例第28号)、阿波村重度心身障害者医療費給付条例(昭和58年阿波村条例第2号)、勝北町重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年勝北町条例第29号)又は久米町重度心身障害者医療費給付条例(昭和

4 8年久米町条例第21号)(以下「旧町村の条例」という。)の規定によりされた認定、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 編入日前に旧町村の条例の規定により交付された受給資格証は、第6条第1項の規定により交付された受給資格証とみなす。

(経過措置)

- 4 平成24年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に規定する老齢福祉年金の支給停止に係る所得の額に関する規定については、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第430号)附則第1条第2号の規定にかかわらず、同令第10条の規定による国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条第1項の改正規定が同月1日から施行されたものとみなして適用する。

付 則(昭和50年9月30日条例第25号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則(昭和58年1月5日条例第4号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に旧日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)、旧公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)又は国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和58年法律第82号)の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の規定による療養の給付、療養費の支給、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の対象となる療養を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

- 3 施行日から昭和60年4月30日までの間にこの条例による改正後の津山市重度心身障害者医療費給付条例(以下この項において「新条例」という。)第5条の規定により受給資格証の交付を申請した者が、施行日前から引続き新条例第3条に規定する受給資格を有する場合には、新条例第7条の規定にかかわらず、施行日から受給資格証の交付を受けた日の前日までに係る療養又は医療についても医療費の給付を行うものとする。

付 則（平成 7 年 3 月 1 6 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

付 則（平成 9 年 6 月 2 7 日条例第 2 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 9 月 2 2 日条例第 3 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（平成 1 0 年 6 月 2 9 日条例第 2 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 0 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（平成 1 1 年 3 月 1 9 日条例第 9 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 2 年 3 月 1 7 日条例第 1 5 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 4 年 9 月 2 0 日条例第 3 5 号）

この条例は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 7 年 1 月 1 4 日条例第 2 6 号）

この条例は、平成 1 7 年 2 月 2 8 日から施行する。

付 則（平成 1 8 年 6 月 2 8 日条例第 3 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際 現にこの条例による改正前の津山市重度心身障害者医療費給付条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定により受給資格証の交付を受けている者であつて、被用者保険本人（国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被保険者、加入者又は組合員をいう。以下同じ。）以外の者であるものが、この条例による改正後の津山市重度心身障害者医療費給付条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項第 2 号に該当することとなつた場合（当該者が被用者保険本人になつたことにより同号に該当することとなつた場合を除く。）については、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間、当該者は同号に該当しないものとみなす。

（適用除外）

3 この条例の施行の際 現に旧条例の規定により受給資格証の交付を受けている者については、新条例第 3 条第 2 項第 3 号の規定は適用しない。

(準備行為)

- 4 市長は、この条例の施行前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則(平成18年12月20日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定による改正前の老人保健法の規定による医療、医療費の支給、保険外併用療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 施行日において、高齢者医療確保法の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度の被保険者となつた場合については、当該変更に係る第12条の規定による届出を要しない。

付 則(平成20年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月24日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年10月1日からこの条例の施行の日までの間における津山市心身障害者医療費給付条例第2条第3項の適用については、「政府」とあるのは「全国健康保険協会」と読替えるものとする。

付 則(平成24年6月26日条例第26号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成26年9月24日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定、同条第2項第1号の改正規定（「 ）による」を「 ）の規定による」に改める部分に限る。）、第4条第2項、第6条第3項、第7条及び第8条の改正規定、第9条の改正規定（同条ただし書中「高齢者医療確保法以外の」を削る部分に限る。）並びに第10条第3項及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養を受けた者に係るこの条例による医療費の給付については、なお従前の例による。